

# 高等教育研究における学務情報と IR

—学務データを用いた IR としての研究の構造的困難—

岡田 聡志

---

本稿では、学務データを用いた IR としての研究の構造的困難性と可能性について、IR の位置づけに由来する研究と実践とのジレンマ、「研究」として成立するための条件、IR が産出するエビデンスの質と中立性に対する懐疑、の観点から論じる。これらの点から、研究倫理や研究実施手続きに関する議論や方針整備の不備を指摘し、それらの検討が IR 担当者個人に過度に委ねられている構造を明らかにする。今後 IR が発展していくためには、個人 (IR 担当者、研究者)、機関、学会が、それぞれの認識の相違を前提としつつもそれぞれが方針を明らかにし、議論や対話の繰り返しを通じて、高等教育研究における学務データを用いた IR としての研究が可能となる枠組みについての共通の認識を構築していく必要性を指摘する。

## 1. 問題関心

学務データは教育に関する IR の中核を担うデータであることは疑うべくもない事実であろう。大学における基本的な営為として、教員が学生に教育を行い、その成果を課題等によって測定するなどして、評価が行われ、成績というデータが蓄積されるように、学務データは、機関内の教育・学修の実態を表す基本的なデータの 1 つである。学務データの定義としてどこまでを範囲とするかは難しいが、ここでは学生の入学から卒業・修了までに蓄積されるデータ、すなわち成績・GPA や登録単位数・修得単位数などの履修状況だけでなく、入試や図書館の入館記録や貸出記録、留学・派遣状況、奨学

金の受給状況、進路・就職情報、学生の各種属性等を含むものとして広く定義しておくこととする。

既に IR を導入している機関や部局では、これらのデータや種々の学生調査から把握される学生の意識等のデータを組み合わせ、単変量・二変量の記述統計等を中心としながら、Fact Book を作成したり、Enrollment Management に活用したりと、様々な実践が蓄積されているし、その一部の機能は IR と呼ばれないまでも、自己点検・評価や認証評価が義務化されたこれまでの状況の中で、機関内でそれらに対応するための機能として実施されてきた部分もある。IR 担当組織が設置された機関においては、それらの機能を整理・統合・拡充、あるいは棲み分けを行いながら、様々な取り組みが実施されていることが確認される。後述するように、機関や部局によって状況や課題は異なるし、様々な IR の実践が蓄積・公表されている現状において、ここでは IR の実践として学務データをどのように分析するかという点については論じない。むしろ、本稿では、本特集の趣旨の 1 つである「高等教育研究における IR」という点において、学務データと IR の関係に内在する幾つかの構造的な困難を指摘しておきたい。

ところで、IR 自体は、本学会『高等教育研究』の創刊号である第 1 集に 2 度も用語としては現れているように、古くから高等教育研究者によって言及されてきた（喜多村 1973, 1998, Birnbaum 1998）。しかしながら、高等教育研究としての IR の位置づけについては依然として曖昧であるし、高等教育研究として学務データがどのように取り扱われているのを見れば、例えば「成績」という変数が『高等教育研究』において使用された回数は、1998～2015 年までの「特集」と「論稿」を合わせた 187 本の論文のうち 8 本で全体の 4% に過ぎない（成績に言及しているのみの論文は除く）。このうち、吉本（2001）の「大学入学時の成績」や立石（2009）の回顧的な「編入学前後の成績の自己評価」、半田（2011）や田中（2013）の比較制度的アプローチを除けば、量的変数として成績が使用されたのは、大塚（2007）、小方（2008）、小杉（2008）、木村ほか（2009）の 4 本となり、大塚を除いた 3 本は成績に関する変数を、学生調査を含む質問紙調査の結果から取得しており、これは通常 IR が取り扱うように、システムからデータを抽出する形で取得されたデータとは異なる。この点で大塚（2007）は稀有な例といえるが、これだけ IR が話題になる中で、その後続く論文が確認できないことは、濱中・足

立 (2013) が本学会について「投稿論文数を増やすように努めることこそが、先に取り組む課題」と指摘しているような問題がありつつも、それが増えていくという点で、学務データを用いた IR としての研究が構造的に困難であると考えるのが自然であろう。しかしながら、他学会や他誌に目を向ければ、質問紙調査の結果から取得されたとは想定しにくい学務データに関連する変数を使用した論文や記事を確認することができる (医学教育系, 入試研究, 各種紀要等)。この差異はなぜ生じ得るのか。

このような問題関心から本稿では、学務データを用いた IR としての研究の構造的困難性と可能性について以下の 3 つの点から論じる。第 1 に、高等教育システム論を援用し、IR の位置づけに由来する研究と実践とのジレンマについて論じる。第 2 に、IR は果たして「研究」なのかという点に立ち戻り、研究として成立するための条件について、医療領域における議論を援用し、倫理審査 (IRB: Institutional Review Board) や同意書の取り扱い等の具体的観点から論じる。第 3 に、IR が機関内の実践として閉じ、研究から分離した場合に想定されるリスクについて、エビデンスの政治性や質に関する議論を中心としながら論じる。これらの点から、高等教育研究における学務情報と IR の関係性について現状としての整理を行い、今後の方向性に関する見解を提示する。なお、これらの個々の論点については、既に様々な先行研究において言及・指摘されていることから、本稿では IR という観点からそれらの知見を整理することに力点を置く。

## 2. 個別大学を捉える視点

### —平均的な「大学」「学生」はどこの誰か？

高等教育研究における方向性として個別機関に注目した研究が必要という指摘は多い。例えば、金子 (1993) は、広島大学・大学教育研究センターの 20 周年記念にあたる『大学論集』の特集「高等教育研究の回顧と展望」において、高等教育全体に関わるマクロ的水準での研究、高等教育システムを構成する下位部門である国立大学、私立大学、短期大学、大学院などに関する研究、個別の高等教育機関に関する研究をミクロ的な研究と区別した上で、「これまでの研究は、マクロに集中し、セクター別、あるいはミクロの研究が少なかった」と指摘した。大崎 (1998) は、日本高等教育学会の『高等教育研究』第 1 集の特集「高等教育研究の地平」において、今後重視すべき各

論として、「個別大学レベルの研究」を挙げているし、荒井（2007）は、高等教育研究の課題として「マクロからミクロな分析へ、高等教育システムから個別機関へ、個別データの普遍化、理論化へ」という研究の進化が期待されている」と論じている。

その後これらの研究がどの程度拡大したのかという点については、様々な見解があるものと考えられるが、依然として『高等教育研究』における個別機関を対象とした研究は少ないように見受けられる。その理由は、大規模社会調査をベースとする高等教育社会学（有本 1990, 1992, 中村 2007）の系譜と見ることも可能であろうし、小林（2007）が高等教育の経済分析について「わが国の研究者は他の研究者と同じ研究はしないという風潮が強い。アメリカでは数多くみられる、同じ理論モデルを異なるデータで分析したり、小規模な修正を加えたモデルで実証する研究は避ける傾向にある」と指摘したように、「銅鉄主義」になりかねない個別大学の研究は忌避され、あまり進展しなかったのかもしれない。

しかしながら、このように個別機関に注目した研究が求められる理由は、高等教育システム内に位置する個別機関の多様性と複雑性が意識されるためであろう。法的な水準での共通性はあるものの、大学の規模や選拔性、歴史的経緯、設置形態、学部・学科などの専門分野の構成とその構成比率、博士課程の設置有無、カリキュラム、教育内容、理念・教育目標、立地・設備等、様々な視点からそれぞれの機関の違いや特性が把握され、このような視点からは観念としてではない平均的な「大学」とはどの大学なのか、平均的な「学生」はどこにいるどの学生なのか、といった疑問さえ生じる。実際に機関レベルで集計された数値もこれらの機関内部の属性に影響を受けており、その属性が反映されているだけという例も少なくない。

天野（1984）は、日本の大学について、「すべての「大学」を「大学」というひとつのカテゴリーでとらえ、問題にすることは、ヨーロッパ諸国とちがって、ほとんど意味をもたない」と指摘し、大学類型によってその多様性を縮減するアプローチを採用しており、このいわゆる「天野分類」を中心として、吉田分類（吉田 2002）等、様々な大学類型が提案されてきた（小林 2002, 光田 2004, 島 2006, 村澤 2007 など、私立大学については金子 1996 など）。大学類型論は情報の縮減やベンチマークの観点から 1 つの有効な方法であると考えられるが、それでも統制しきれない個性性は残存し得るし、現下の質

保証の行為主体や3つのポリシーなどという観点からは、やはり個別機関そのものを捉える枠組みが必要になってくる。

この点について、高等教育システム論の知見が有効であると考えられる。Clark (1983) は全体としての高等教育システムを事業組織体 (enterprise) と専門分野 (discipline) から構成される「マトリックス構造」そして「Loose Web」と表現し、事業組織体である「機関よりも専門分野が大学人の勤労生活において支配的な力になりやすい」ことを指摘した。また、Becher & Kogan (1992) は、department や faculty, course teamsなどを、中央当局、機関、個人と区別される水準と捉え、機関の集団活動における最小の構成要素としての基礎組織 (Basic Unit) と呼び、教育・研究を担う水準として位置づけるとともに、個人と同様に、専門分野の価値規範に従って行動することを示した。詳細な組織モデルや組織の階層構造については、著者自身が「再三言及してきた」と述べているように、羽田 (2004, 2010, 2014) が参考になるが、この種の枠組みは、現下の質保証の状況や IR、学務データの位置づけを捉える上で参考になる。

図1は、このマトリックス構造を単純化して示したものである。事業組織体であるそれぞれの機関は各専門分野を横断し、専門分野は各事業組織体を横断する格子状の構造が描かれるが、これを質保証の文脈から捉えれば、事業組織体の質保証としては自己点検・評価が、専門分野の質保証としては分

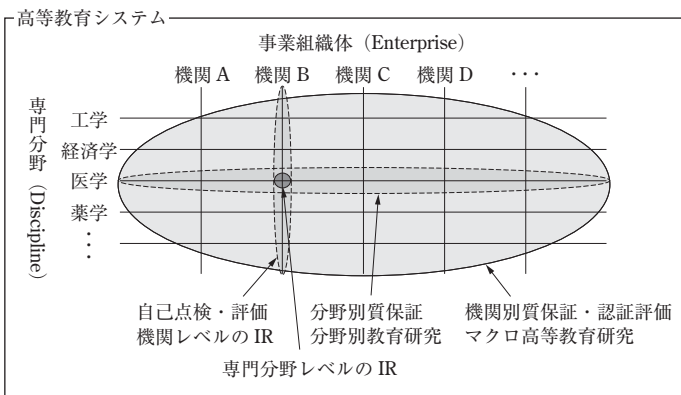


図1 高等教育システムのマトリックス構造

分野別質保証が、システム全体の質保証としては、認証評価等の機関別質保証が該当すると考えられる。また、先述の価値規範の観点からは、自己点検・評価や機関レベルで設置されたIRが、多元的な専門分野の価値規範に晒されていることが見て取れる。

特に専門分野の質保証としての分野別認証評価は、JABEE (Japan Accreditation Board for Engineering Education) 等の先行事例はありつつも、近年医療系の専門職養成を中心にして活発な動きを見せている。2013年度には薬学教育第三者評価の本評価が開始するとともに、医学教育分野別評価の試行が開始され、2015年度には、看護学領域においても日本看護学教育認証評価機構(仮)の設置がアナウンスされた。このうち、医学教育分野別評価に関しては、ECFMG (Educational Commission for Foreign Medical Graduates) が2023年以降の受験資格を国際基準で認証された医学部出身者に限ると通達したことに伴ういわゆる2023年問題を契機に、グローバル・スタンダードへの適合が課題となっており、強力な外圧のもと状況が進展しているが、この分野別質保証の枠組みでもIRが言及され、その果たす役割が期待されている(東京医科歯科大学医歯学教育システム研究センター2015)。

しかしながら、医学教育分野別評価基準を精査すると、一部は機関別認証評価と重複する部分がありつつも、内容自体にかなりの違いが見て取れる。実際に、大学評価・学位授与機構による機関別認証評価の観点は82であるのに対し、医学教育分野別評価の基準は191に及ぶ。加えて、「以下の項目に関して、学生と卒業生の業績を分析するべきである」として「背景と状況(Q7.3.1)」「入学時成績(Q7.3.2)」とあり、具体的である一方で、後者については選抜効果がある中で、具体的にどの程度の水準の分析が求められるのか、柳井・及川・伊藤(2008)などの参考にすべき研究知見はありつつも、修正公式を適用すればそれでよいのかなど、不透明な部分も多い。とはいえ、この点からは、事業組織体の水準と専門分野の水準では、質保証やIRに対する要求水準が異なることが確認される。

高等教育システムのマトリックス構造自体はLee(2004)の研究に確認されるように高等教育研究としても、またNDIR (*New Directions for Institutional Research*) の154号(2012)の特集Multilevel Modeling Techniques and Applicationsの冒頭でも同様の構造が言及されているように、

IR としても意識されてきたと考えられる。データ構造に合わせた分析方法の適用自体は分析結果に影響があるため必要であることはいうまでもないが、学生・教員等の個人が学部や学科といった教育プログラムにネストされているからとしてマルチレベルを適用したとしても、教育プログラムと個人の効果や影響を区別するといった視点は得られるものの、よほど適切な仮説や分析枠組みがなければ議論が抽象化するだけで、実質的な改善には結びつきにくいことが想像される。

実践領域においても、羽田（2014）が近年の学長リーダーシップ論を「官僚制モデルとしても素朴な主張」と論じたように、学部や学科等の教育プログラムの特徴を捨象し、機関レベルでリーダーシップの名のもとに議論を単純化して機関の規則やガイドラインを策定し、上意下達で各部局や各個人にその遵守を求めても、形式主義的に対応するという事態を引き起こし、結果的に顕在化していた問題が地下に潜り非顕在化するだけで、根本的な問題解決に至らないことは容易に想像される。機関内で実施される制度の導入や改革については「教育研究の基礎単位は各専門分野の構造に規定されており、その選択肢は機関内で同一の効果をもたらすとは限らない」（羽田 2014）のであり、全体最適と部分最適のバランスという課題はありつつも、この点で機関の特性と専門分野の特性の双方に貫かれる各 Basic Unit の実態に即した質保証及び IR が必要となる。

しかし、他方で、木村ほか（2009）が主張するように、実態に即して細かく見ようとすればするほど「比較可能な同一カテゴリーに対して分析に必要なサンプル数（原文ママ）を確保すること自体が困難で、特定の個人（外れ値）の影響を受けやすい」という問題を抱えるという側面もある。これらに対しては、経年的にデータや分析結果を蓄積したり、インタビュー調査等を組み合わせたりしながら、具体的な改善や支援に結びつけるような試行錯誤が実施されることが予想されるが、このように実質的改善のためによりミクロな方向へのベクトルを持つ質保証や IR の実践的関心と、知見の一般化のためによりマクロな方向へのベクトルを持つ研究的関心のジレンマは、学務データを用いた IR としての研究の構造的困難の 1 つとして挙げられる。

### 3. IR は研究か？ —誰がどのように研究するのか？

学務データを用いた IR としての研究の構造的困難を指摘する上で、IR は

そもそも「研究」なのかという問いがある。先述の通り、IRは研究目的で取得された個人情報とは異なる方法で個人情報を取り扱うため、その点で区別されるものであるが、IRによる知見がどのように公表（発表・出版）・共有されるべきかについては、曖昧な点も多い。

これを倫理の観点から捉えれば、IR自体の倫理については、アメリカにおいては、*NDIR73*号（1992）の特集 *Ethics and Standards in Institutional Research* に議論が確認され、*Code of Ethics and Professional Practice* が実践面の倫理規定として定められており、研究という観点では *Rodrigues*（1992）によって「倫理検証プロトコル」が提案されているものの、IRの実践と研究の区別については判然としない部分が残る。

研究倫理という点で国内の状況を見れば、2014年12月に、文部科学省及び厚生労働省は、これまで運用されてきた「疫学研究に関する倫理指針」と「臨床研究に関する倫理指針」の両指針を統合し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を制定、告示した。この指針自体は、アメリカ合衆国保健福祉省の連邦規則集 45 CFR Part 46 同様、「医学系研究」に限定されているものの、これに合わせて医学系研究以外を含む「人を対象とする研究」としてのガイドライン等の見直しを行った機関、学会も複数確認される。

教育研究という点では、近年は教育研究とエビデンスの関連で、教育研究においても RCT（randomized controlled trial）による実証研究を実施すべきという観点から、津谷（2012）のように医療流の倫理審査の枠組みを教育研究にも適用すべきという意見もある。しかしながら、これについては、高等教育研究における倫理について論じた *Parsell et al.*（2012）も指摘しているように、すべての研究を医学系のレンズを通して調べるということに対する反発や不安も多い。この種の議論は、教育研究に留まらず、*Schrag*（2010）の「倫理帝国主義（*Ethical imperialism*）」や『社会学研究』93号（東北社会学研究会 2014）の特集「社会科学と研究倫理」に見られるように、内外・分野を問わず、活発化していることが確認される。

教育研究や社会科学、行動科学における研究倫理の議論は参考になるものの、IRという点では不十分な点が残る。これは社会科学や行動科学が「研究」という枠組みの中で議論が可能であるのに対して、IRについてはそもそも「研究」という前提が共有できないためである。この点については、実は医学系研究においても実践領域との関連性の議論は統一的な見解があるわけで



はなく、様々な意見が錯綜しているのが現状である。その1つが QIR (Quality Improvement Research) の取り扱いであり、この議論は IR と研究の関連を考察する上で、参考となる。

Casarett *et al.* (2000) は、Quality Improvement を Quality Assurance を含む概念とした上で、「複雑な医療システムにおけるプロセス、アウトカム、効率性の改善を目的とした、評価と結びついた小規模な一連の介入」と定義している。その上で、連邦規則集 45 CFR Part 46 の 102. d に定義される研究の「一般化可能性」という特徴では「研究」と QII (Quality Improvement Initiatives) を区別することは困難であり、QII を「研究」と判断するためには、1) QII に関与した患者に直接的な便益があるか、2) あるのであれば、リスクや負担の増加はないか、という2段階の基準を提案し、この基準に該当しないものを「研究」とすべきとした。しかし、この基準がどのように活用されているかの形跡は確認できない。

他方、Lindenauer *et al.* (2002) は、1) 医師への文書や説明会を通じた標準的治療法ガイドラインの履行、2) 効果測定のための診療録の利用、3) 効果測定を目的とした患者の自宅への電話、4) 結果の公表・出版の計画、5) 長期的な効果測定のためのガイドラインの隔月履行、という5つの要素の組み合わせから構成されるそれぞれの QII について、QI 担当者、IRB 委員長、ジャーナル編集者が、a) IRB による審査が必要と考えるか、b) 審査が必要な場合、インフォームド・コンセントは必要と考えるか、の2点について、質問紙調査を実施し、3者の見解の相違・不一致を指摘している(表1)。この結果からは、4) 結果の公表・出版の計画が、要素として含まれると、

表1 IRB による審査及びインフォームド・コンセントの必要性に対する見解の相違

	IRB による審査の必要性			インフォームド・コンセントの必要性		
	QI 担当者 (n=100)	IRB 委員長 (n=94)	ジャーナル 編集者 (n=38)	QI 担当者	IRB 委員長	ジャーナル 編集者
1. 標準的治療法ガイドライン	0	4 (4)	11 (29)	-/ 0	1/ 4 (25)	6/11 (55)
2. (1)+ 診療録	3 (3)	22 (23)	15 (39)	1/ 3 (33)	13/21 (62)	9/14 (64)
3. (2)+ 患者へのフォローアップの電話	20 (20)	44 (47)	25 (66)	16/20 (80)	37/40 (93)	18/23 (78)
4. (3)+ 公表・出版の計画	52 (52)	84 (86)	29 (76)	30/49 (61)	64/76 (84)	21/26 (81)
5. (3)+ 隔月実施	76 (76)	68 (72)	32 (84)	62/73 (85)	62/64 (97)	27/29 (93)
6. (5)+ 公表・出版の計画	82 (82)	91 (97)	33 (86)	71/80 (89)	79/86 (95)	29/30 (97)

※括弧内%

Lindenauer *et al.* (2002) の Table2.3 より作成

IRB 側として IRB の審査が必要と考える割合が高く、同意書も必要という意見が多くを占めることが確認されるし、2) 診療録の利用については、IR における学務データの取り扱いと関連するだろう。

この種の認識の相違が問題となった事例も確認される。Miller & Emanuel (2008) は Johns Hopkins 大学の事例から QIR と IRB、同意書の関係性について論じているが、この QIR は、カテーテルに関連する感染症の低減を目的に実施されたもので、ミシガンの 67 の病院における 103 の ICU の協力のもと実施されたものであり、あるプロトコルを実施することで、劇的に感染症を減少させることに成功したというものであるが、この結果を出版したことがアメリカ保健福祉省の被験者保護局から問題視され、機関内の IRB の判断と相違したというものである。公表したから問題になったという事例は Facebook 社の感情操作心理実験が記憶に新しいが、公表しさえしなければ問題ないのかという点に加え、企業で一般的に実施される A/B テストを倫理審査の対象とすることに対する批判も確認される (Albergotti & Dwoskin 2014)。

QII, QIR については研究との区別という点で、現状として問題が解決され、一定の基準が確立されているかといえ、そうではなく、依然として議論が継続しているという状況である。Weiserbs *et al.* (2009) は、Association of American Medical College (AAMC) の *Academic Medicine* 上で QI の IRB による承認が必要かを問うているし、Baker & Persell (2015) は、American Medical Association の *JAMA Internal Medicine* 上で QI において同意書が免除される条件についてジャーナル編集者宛に意見を述べており、Pletcher *et al.* (2015) はその応答として、大筋に同意しながらも IRB の関与の必要性を指摘している。このような状況について、アメリカ合衆国保健福祉省も QI についての Q&A 集をまとめており、必ずしも結果の公表・出版が研究とみなす条件ではないとしつつ、人を対象とする研究である場合には IRB の審査が必要であるとしており (HHS 2011)、具体的な基準が示されているわけではない。

IR の観点からは、「介入」は想定され得るものの、「侵襲性」の観点で、医療系の基準とは位相が異なる点については留意が必要である。しかしながら、IR と IRB の関係性を *NDIR* 上で論じた Kennedy (2005) は、IR 担当者が IRB にほとんど注意を向けてこなかったとして、今後 IRB との関係性に

注意が向けられるべきと指摘している。

同意書の取り扱いについても、日本疫学会が「個人情報保護に関連する法整備に関する声明」（2000年3月）として、可能な限り同意を得ておく必要とともに、「同意した者だけを対象者とした場合には、実態を反映した正確な結果を得ることができない場合もある」とし、一部の疫学研究における全数調査の必要性を主張しているように、QIR や IR も同様の問題を内包している。

本稿の中で、IR を「研究」と判断する基準や IR としての研究の倫理審査のあり方、オプトアウトを含む具体的な同意書の取得方法やその基準等を論じる余裕はないが、しかしながら、現状の大きな問題として指摘しておかなければならないのは、この種の検討と判断を IR 担当者個人に帰してしまっている点である。先に見たように、個人・機関・学会の認識の相違は、それぞれに方針が明示され、議論を重ねることにより埋められる可能性がある。IR においても、AIR の学術誌にあたる *Research in Higher Education* が創刊された 1973 年の Issue 2 においてプライバシーと同意の関係については既に検討されているし (Leslie & Taylor 1973)、1977 年の *NDIR14* 号も *protecting individual rights to privacy in higher education* がテーマであり、たびたび議論となっている。機関の対応にばらつきがあり、学会としての方針が明示されていない、確認できない現下の状況はそれ以前の問題であり、学務データを用いた IR としての研究の構造的困難の 1 つと考えられる。

#### 4. エビデンスの政治性と質—恣意的なエビデンス

IR が考えられる 1 つの選択肢として機関内の実践として閉じ、研究から分離されるとした場合、IR が産出するエビデンスへの信用はどのように担保され得るだろうか。そもそも IR に対する見解は必ずしも肯定的なものばかりではないし、IR の活動根拠の 1 つであるエビデンスそのものに対する疑念についても依然として根強いものがある。

例えば、吉田 (2011) はイギリスの IR に関する論稿の中で、Watson (2009) の IR の 6 つの罫 (①シナリオの過度な単純化、②変化がすべての解決策とすること、③ベンチマークへの依存、④医学部や理工系学部への資源の集中、⑤外部からの評判と大学の質との混同、⑥都合の悪いエビデンスの無視) の議論から、「すべての活動が数量的なデータで示すことができるわけではな

いことが忘れられがちになる」こと、「都合のよい数字を強調して用いても客観的な数字で示されたものは納得性が高く、その恣意的な利用を見破るのが困難であること」を論じている。Volkwein (1999) の IR の 4 つの顔については改めて取り上げることもないが、この批判は対外的なアカウントビリティの次元と管理運営と機関の次元に位置する役割として挙げられる、最良の事例を提示する spin doctor としての機能に該当する部分も多い。

また、『教育学研究』82 巻 2 号 (日本教育学会 2015) の特集「教育研究にとってのエビデンス」において、エビデンスのイデオロギー性やエビデンスへの懐疑とともに、その政治性についての指摘が相次いだことは記憶に新しい (松下 2015, 小野 2015)。その中で今井 (2015) は、EBE (Evidence-Based Education) の先行モデルである EBM (Evidence-Based Medicine) について検討し、斎藤 (2012) の「EBM 正統派」と「EBM ガイドライン派」の区別を援用し、後者を一律な治療法を個別事例に適用する cookbook medicine や保健医療の経費削減をねらう運営者側に「ハイジャック」されがちとした上で、「医療行為内の患者に対する専門家の応答責任 (responsibility) にエビデンスを結び付け」ようとする力と、「医療行為外の利害関係者に対する専門家の説明責任 (accountability) にエビデンスを結び付け」ようとする力のせめぎ合いとなっている現状について、「応答責任を支えるものとして構想されたエビデンスが、説明責任の方向へと議論を誘導してしまうという EBM の屈折した構造」を指摘している。その上で、その理由を近代科学的エビデンスと生活世界的エビデンスの分離に求め、教育における生活世界的な検証の場である学習の経験という途中経過をブラックボックス化し、もっぱら学習の帰結からエビデンスを採取しようとしていることを問題視している。

IR においても NDIR38 号で IR の政治性と実用性の特集が組まれており、その中で Fincher (1983) が情報の政治性について指摘しているように、情報そのものが政治性を帯びるからこそ IR 担当組織は中立であるべきであることが主張されてきた (Swing 2005, 浅野ほか 2014)。しかしながら、各アクターによって様々なエビデンスが使用され得る状況において、単に中立性を表明するだけではなく、どのようにすれば中立性が担保されるかについては、不透明な部分も多く、実際にはその渦中に巻き込まれることも多い。

加えて、中立的にエビデンスが産出されたとしても、そのエビデンスが信

用できるかについては、エビデンスの質という問題も存在する。事実、誤ったエビデンスによって議論や政策的決定がなされた事例は、IRではないにしろ、既に指摘されていることである（木村 2007, 内田 2015）。内田（2015）は、この点について、少人数学級をめぐる財政制度等審議会財政制度分科会（2014年10月27日開催）の財務省の議論から、「エビデンスは、たしかに活用されている。だがそれは、科学的な精査には耐えることのできない偽エビデンスであった」と論じている。また、潮木（2009）は「証拠に基づく政策」が成り立つためには、専門研究者集団による技術開発と、それに対応した検証研究を促進する組織作りが不可欠である」と主張した。

この種の主張は、IRの近接領域でもある入試研究の枠組みでも確認される。大学入試研究の「専門知」の蓄積と活用の観点から「大学入試学（Admission Studies）」の必要性を主張した倉元（2006）は単に近視眼的な個別利益の追求だけでなく、「わが国の高等教育における長期的な公共的利益の維持」（倉元・西郡 2009）をその意義として主張しており、この公共性への視点はIRと研究の関係性を改めて考える上でも重要であると考えられる。この構想のそもそもの背景には、1) 入研協（全国大学入学者選抜研究連絡協議会）という共有可能な場がありつつも、常設の入試研究組織のない大学では委員が数年で入れ替わってしまい、研究蓄積が困難であること、2) 入試という機密性の高い個人情報扱わざるを得ないことによる、学生を対象とするような人材養成の困難があり、この状況はIRとも一致する。「大学入試研究者は大学に職を得た後にオン・ザ・ジョブ・トレーニングで育てる」（倉元・西郡 2009）という状況は、小林（2014）が指摘する「IR担当者（IRer）が重要であるが、現在はOJT中心で教員やスタッフがあれこれ経験を積みながら活動をしている」状況と対応するが、入研協のような共通基盤がない状況を鑑みれば、IRの置かれた現状の脆弱性が際立つ。幾つかのIR人材育成カリキュラムの構築や研究集会開催等の先駆的な取り組み（大学IRコンソーシアム、大学評価コンソーシアムやMJIR等）も確認されつつあり、この点に期待される部分も大きい。現状として、IRが産出するエビデンスへの信用は、IR担当組織の学内的立場の脆弱性と不安定性の中で、IR担当者個人に大きく委ねられており、恣意的なエビデンスの利用可能性と偽エビデンスの産出可能性は排除されないし、低減される可能性も保証されない。

## 5. 考察

以上、本稿では、学務データを用いた IR としての研究の構造的困難性と可能性について、IR の位置づけに由来する研究と実践とのジレンマ、IR は「研究」なのかという問題、IR が機関内の実践として閉じ、研究から分離した場合のリスクといった観点から論じた。

繰り返しになるが、問題として指摘されなければならないのは、現状として、IR が中立的にエビデンスを産出することやエビデンスの質、研究の倫理性等の検討を、IR 担当者個人にすべてを帰してしまっている点である。当然のことながら、分析結果や倫理についての第一義的責任は個人にあると考えられるが、それが実質化するためには、組織的な支援が必要であるだろう。IR をも視野に入れた研究の倫理審査については、既に一部の機関では検討・導入が始まっていると聞くが、それでも機関によって動きに差が見られるし、小規模機関の場合は倫理審査委員会を設置できない場合も想定される。加えて、これを個別機関の判断に完全に委ね、個人情報流出等のリスクが過度に重視されてしまえば、IR としての研究は制限され、発展性は期待できないだろう。また、この種の研究が、IR 担当者や入試担当者に限定されるのか、その意味はただ業務として関連データを取り扱っているという点でしか正当化されていないのではないかという疑問も残り、「誰が」「どのように」この種の実施し得るのかについては不透明な部分が多い。この点で、個別機関の取り組みに加えて、学会の積極的な関わりが期待される。これも既に一部の学会では着手されているが、学会が学務データをどのように取り扱うべきかという学会としての方針が策定・明示されることに加え、取得されたデータが正当な手続きで取得されたものかどうかを確認・保証する枠組みが必要ではないか。また、倫理審査を機関で受審できない場合には学会がその役割を担っている場合も複数確認されるのであり（日本医学教育学会、日本テスト学会等）、そのような研究支援や条件整備を各学会がどのように位置づけるのかが注目される。

そしてこの問題は IR に限定される問題ではない。正村（2014）が論じるように、近代科学の客観性や普遍性という妥当性基準は「事実と価値」「存在と当為」「認識と行為」の分離という条件によって支えられており、客観的認識は価値中立的な事実世界の存在を前提としているが、有用性という価

値を指向する技術開発と科学が結びつき、科学と価値の関係は新たな段階を迎えており、あるべき社会的行為を規定する価値規範の1つである倫理もまた変化している。また、ICTの発展とともに、REASやGoogleドキュメント(三好 2015)等の学外サーバを使用するWeb調査も確認されるようになっており、どのような手続きでデータが取得されるかといった現実の動きも多様性を見せており、研究方法はますます複雑化している。そのような状況で、すべてを個人の判断と責任に帰すのではなく、各機関や各学会が実態を把握し、各種規定の見直しも含めながら、実態に合わせた変化をしていくべきではないか。倫理的問題を抱える研究は、研究者個人だけでなく、個別機関や学会をリスクに晒すことも事実であろう。

現状として、学務データを用いたIRとしての研究を実施するためには、研究者が出版・公表を計画する学会によって研究開始の方法が異なるという点は、研究の大きな障害の1つといえるだろう。重要であるのは、各個人・各機関・各学会がそれぞれの認識の相違を前提としつつも、それぞれが方針を明らかにしながら、議論や対話の繰り返しを通じて、共通の認識を構築していくことだと考えられる。

#### ◇参考文献

- Albergotti, R, and Dwoskin, E, 2014, "Facebook Study Sparks Soul-Searching and Ethical Questions" *The Wall Street Journal*, June 30. (<http://www.wsj.com/articles/facebook-study-sparks-ethical-questions-1404172292>, 2015.01.06)
- 天野郁夫, 1984, 「大学分類の方法」「大学群の比較分析」, 慶伊富長編『大学評価の研究』東京大学出版会, 57-81.
- 荒井克弘, 2007, 「高等教育研究の新たな課題 高等教育研究の課題—10周年特集の総括」『高等教育研究』10: 179-191.
- 有本章, 1990, 「専門分野と大学システム—科学社会学と高等教育社会学の統合」『大学論集』20: 69-98.
- 有本章, 1992, 「高等教育」『教育社会学研究』50: 107-124
- 浅野茂・本田寛輔・寫田敏行, 2014, 「米国におけるインスティテューショナル・リサーチ部署による意思決定支援の実際」『大学評価・学位研究』15: 33-54.
- Baker, D, and Persell, S, 2015, "Criteria for Waiver of Informed Consent for Quality Improvement Research," *JAMA Internal Medicine*, 175(1): 142.

- Becher, T, and Kogan, M, 1992, *Process and structure in higher education*, Second edition, Routledge.
- Birnbaum R, 1998, “Higher Education Research in Japan and the United States,” (= 館昭・森利枝訳, 「アメリカにおける高等教育研究の展開と日本への示唆」『高等教育研究』 1 : 81-97).
- Casarett, D, Karlawish, J, and Sugarman, J, 2000, “Determining When Quality Improvement Initiatives Should Be Considered Research,” *JAMA (Journal of the American Medical Association)*, 283(17): 2275.
- Clark, BR, 1983, *The Higher Education System*, University of California Press. (= 有本章訳, 1994, 『高等教育システム—大学組織の比較社会学』 東信堂)
- Fincher, CL, 1983, “The Politics of Information,” *New Directions for Institutional Research*, 38: 11-24.
- 濱中義隆・足立寛, 2013, 「組織としての高等教育学会：会員調査分析結果報告」『高等教育研究』 16 : 165-181.
- 半田智久, 2011, 「GPA 制度に関する国際調査研究」『高等教育研究』 14 : 287-307.
- 羽田貴史, 2004, 「大学組織の変容と質的保証に関する考察」『COE 研究シリーズ 8 高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』 広島大学高等教育研究開発センター, 1-18.
- 羽田貴史, 2010, 「高等教育研究と大学職員論の課題」『高等教育研究』 13 : 23-42.
- 羽田貴史, 2014, 「教育マネジメントと学長リーダーシップ論」『高等教育研究』 17 : 45-63.
- HHS (U. S. Department of Health & Human Services), 2011, Quality Improvement Activities Frequently Asked Questions.  
(<http://www.hhs.gov/ohrp/policy/qualityfaqsmar2011.pdf>, 2015.01.06)
- 今井康雄, 2015, 「教育にとってエビデンスとは何か：エビデンス批判をこえて」『教育学研究』 82 (2) : 188-201.
- 金子元久, 1993, 「高等教育制度・政策の研究」『大学論集』 22 : 187-208
- 金子元久, 1996, 「高等教育大衆化の担い手」天野郁夫・吉本圭一編『学習社会におけるマス高等教育の構造と機能に関する研究』放送教育開発センター研究報告 91 : 37-59.
- Kennedy, JM, 2005, “Institutional Review Boards and Institutional Researchers,” *New Directions for Institutional Research*, 127: 17-31.
- 木村拓也, 2007, 「大学入学者選抜と「総合的かつ多面的な評価」—46 答申で示された科学的根拠の再検討」『教育社会学研究』 80 : 165-186.
- 木村拓也・西郡大・山田礼子, 2009, 「高大接続情報を踏まえた「大学教育効果」



- の測定—潜在クラス分析を用いた追跡調査モデルの提案』『高等教育研究』12：189-214.
- 喜多村和之, 1973, 「アメリカにおける『大学研究』の展開—序説」『大学論集』1：20-31.
- 喜多村和之, 1998, 「高等教育研究の現在・過去・未来」『高等教育研究』1：29-46.
- 小林雅之, 2002, 「システムの構造化—統計的分析」『国立大学の構造化と地域交流』国立学校財務センター, 147-182.
- 小林雅之, 2007, 「高等教育の経済分析」『高等教育研究』10：63-81.
- 小林雅之, 2014, 「大学における IR の課題と在り方」『大学における IR(インスティテューショナル・リサーチ)の現状と在り方に関する調査研究報告書』110-112.
- 小杉礼子, 2008, 「大学生の進路選択と就職活動」『高等教育研究』11：85-105.
- 倉元直樹, 2006, 「東北大学における『アドミッションセンター』の取組と課題」『Forum』29：15-23.
- 倉元直樹・西郡大, 2009, 「大学入試研究者の育成—「学生による入試研究」というチャレンジ」『大学入試研究ジャーナル』19：53-59.
- Leslie, D, and Taylor, A, 1973, “The issue of privacy reviewed,” *Research in Higher Education*, 1(2): 119-126.
- Lindenauer, P, Benjamin, E, Naglieri-Prescod, D, Fitzgerald, J, and Pekow, P, 2002, “The role of the institutional review board in quality improvement: a survey of quality officers, institutional review board chairs, and journal editors,” *The American Journal of Medicine*, 113(7): 575-579.
- Lee, JJ, 2004, “Comparing institutional relationships with academic departments: A Study of five academic fields,” *Research in Higher Education*. 45(6): 603-624.
- 正村俊之, 2014, 「古くて新しいテーマ (特集 社会科学と研究倫理)」『社会学研究』93：1-4.
- 松下良平, 2015, 「エビデンスに基づく教育の逆説：教育の失調から教育学の廃棄へ」『教育学研究』82 (2)：202-215.
- Miller, F, and Emanuel, E, 2008, “Quality-Improvement Research and Informed Consent,” *New England Journal of Medicine*, 358(8): 765-767.
- 光田好孝, 2004, 「日本の大学のカーネギー分類」『大学財務経営研究』1：71-82.
- 三好登, 2015, 「大学生の学習時間・学習意欲と学習成果との関係」『大学教育学会誌』37 (1)：105-113
- 村澤昌崇, 2007, 「大学の機能別分化と大学人」『大学評価研究』6：27-36.
- 中村高康, 2007, 「高等教育研究と社会学的想像力—高等教育社会学における理

- 論と方法の今日的課題』『高等教育研究』10：97-109.
- 小方直幸, 2008, 「学生のエンゲージメントと大学教育のアウトカム」『高等教育研究』11：45-64.
- 小野方資, 2015, 「教育政策形成における「エビデンス」と政治」『教育学研究』82(2)：241-252.
- 大塚雄作, 2007, 「高等教育の個別実践と普遍的理論化の狭間で—大学評価・FD実践の体験を通して」『高等教育研究』10：111-127.
- 大崎仁, 1998, 「高等教育研究の視点」『高等教育研究』1：47-62.
- Parsell, M, Ambler, T, and Jacenyik-Trawogger, C, 2012, “Ethics in higher education research,” *Studies in Higher Education*, 39(1): 166-179.
- Pletcher, M, Lo, B, and Grady, D, 2015, “Criteria for Waiver of Informed Consent for Quality Improvement Research-Reply,” *JAMA Internal Medicine*, 175(1): 143.
- Rodriguez, RG, 1992, “The Ethical Analysis Protocol,” *New Directions for Institutional Research*, 73: 57-66.
- 斎藤清二, 2012, 『医療におけるナラティブとエビデンス—対立から調和へ』遠見書房.
- Schrag, Z, 2010, *Ethical imperialism*. Baltimore, Johns Hopkins University Press.
- 島一則, 2006, 「法人化後の国立大学の類型化—基本財務指標に基づく吉田類型の再考」『大学財務経営研究』3：61-85.
- Swing, RL, 2005, “The Scope, Development, and Context of Institutional Research in American Higher Education,” (=2005, 山田礼子訳, 「米国の高等教育におけるIRの射程, 発展, 文脈」『大学評価・学位研究』3：23-30)
- 田中正弘, 2013, 「成績評価の内部質保証制度構築に関する比較研究：イギリスの事例を鏡として」『高等教育研究』16：243-261.
- 立石慎治, 2009, 「編入学制度が学生にもたらすインパクト—編入学・転学者の進路選択構造と適応に着目して」『高等教育研究』12：215-236.
- 津谷喜一郎, 2012, 「日本のエビデンスに基づく医療（EBM）の動きからのレッスン」国立教育政策研究所編『教育研究とエビデンス—国際的動向と日本の現状と課題』明石書店, 185-259.
- 東京医科歯科大学医歯学教育システム研究センター, 2015, 『国際基準に対応した医学教育認証制度の確立—公開シンポジウム記録集』
- 潮木守一, 2009, 「「証拠に基づく政策」はいかにして可能か？—教員需要推計の事後検証をもととして」『高等教育研究』12：169-187.
- 内田良, 2015, 「教育実践におけるエビデンスの功と罪」『教育学研究』82(2)：277-286.
- 柳井晴夫・及川郁子・伊藤和弘, 2008, 「入学者選抜資料データと在学中の成績デー

- タについての統計的分析」『大学入試研究ジャーナル』18：171-176.
- 吉本圭一, 2001, 「大学教育と職業への移行一日欧比較調査結果より」『高等教育研究』4：113-134.
- 吉田文, 2002, 「国立大学の諸類型」『国立大学の構造分化と地域交流』国立学校財務センター, 183-193.
- 吉田文, 2011, 「外部対応からの内部改革へー普及途上のイギリスの IR」『大学評価研究』10：47-53.
- Volkwein, J, 1999, “The Four Faces of Institutional Research,” *New Directions for Institutional Research*, 104: 9-19.
- Watson, D, 2009, “The Dark Side of Institutional Research,” *Perspectives: Policy and Practice in Higher Education*, 13(3): 71-75.
- Weiserbs, K, Lyutic, L, and Weinberg, J, 2009, “Should Quality Improvement Projects Require IRB Approval?,” *Academic Medicine*, 84(2): 153.

[付記] 本稿は JSPS 科研費（若手 B：25870134）の研究成果の一部である。

**Structural Difficulties in the Use of Academic and Student Affairs Data in Institutional Research Studies**

**OKADA, Satoshi**  
*Chiba University*

This paper adopts three perspectives in a discussion of the structural difficulties and potential of institutional research (IR) studies using academic and student affairs data. The first is that of a theoretical framework for higher education systems, focusing on the dilemma of research and practice derived from the positioning of IR. The second, that of whether IR is or is not “real” research, relates to the conditions governing the establishment of research through discussions regarding ethical approval (Institutional Review Board) and the handling of informed consent for quality improvement research (QIR) in the medical area. The third, applicable in the case of a process whereby IR is separated from “research” and brought closer to “practice,” involves the risk of thereby diminishing the quality and neutrality of IR-generated evidence. By raising these points, I identify the lack of discussion and policy development in the areas of research ethics and implementation procedures, such as ethical approval and the handling of informed consent, constituting a basis for the conduct of IR studies using academic and student affairs data in higher education. I also point out that the issues of resolving these structural problems and ensuring the credibility of IR-generated evidence have been largely left to the IR personnel directly involved. It follows from the above discussions that individuals (IR personnel, researchers), higher education institutions, and academic associations should clarify their policies, while at the same time, acknowledging their differences, in recognition of the need for conditions governing IR studies and, through repeated discussions and dialogue, build a common recognition of a framework that enables the realization of IR studies using academic and student affairs data in higher education.